

困ったなと思ったら、まず相談！

消費生活相談だより 阿蘇市消費生活相談室 Tel 22-336



県内で起きている事例Q&A

◆1月30日(火)エフエム熊本にて放送

◆テーマ「アダルトサイト・出会い系サイトのトラブル」

◆Q&Aは熊本県消費生活センターが構成しました

Q・実際、センターに寄せられているアダルトサイトや出会い系サイトのトラブルの具体的な事例を教えてくださいませんか？

A・今回は、無料と思って利用したら料金を請求されたという代表的な事例についてご紹介したいと思います。

まず、パソコンや携帯電話で無料のアダルトサイトにアクセスして「18歳以上ですか？」という質問に、「はい」のボタンをクリックしたところ、いきなり「登録ありがとうございます。3日以内に料金48,000円を振り込んでください。」という内容の画面が表示されたという事例です。大半の方がこの時点で不当な請求だと思って支払わなかったり、消費生活センターに相談されますが、中には、業者に言われるがままに料金を支払ってしまい、更に他の業者からも料金を請求されて困っている相談される方もいらつしやいます。

Q・このケースの場合は、料金を

支払わなくてもいいのですか？

A・申し込みの意思がないのに、一方的に登録された場合、契約は成立していないため、支払い義務はありません。また、業者が申込内容を確認させるための画面を設定していないので、錯誤による契約の無効を主張することもできます。しかし、一度支払ったお金を取り戻すことはとても難しいと思います。それに、一度でもお金を払ってしまうと、ほかの業者からも架空の請求を次々と受ける可能性があります。

また、特に注意していただきたいのは、サイト業者に個人情報報を絶対に教えないということです。業者に電話したために、

個人情報に関することを尋ねられたりされ情報が漏れてしまうと、業者から毎日請求の電話がかかってくるという事例も多くみられます。

Q・このようなサイト業者に対しては、無視することが大事ということですね。最後に、このようなトラブルを防ぐポイントを教えてください。

A・有料であっても、無料であってもアダルトサイトや出会い系サイトを興味本位で利用しないことが一番だと思います。また、利用した場合であっても、氏名や住所など詳しい個人情報がかつてしまうことはありませんので、業者へ連絡を取ることは

避けてください。もし、業者から請求されても安易に支払わず阿蘇市消費生活相談室へご相談いただきたいと思います。

消費生活相談員を名乗った詐欺事件が起こっています。ご注意ください！

消費生活相談員を名乗り：

「健康食品や器具を解約してあげると偽り解約手数料をだましとった」「迷惑電話、訪問販売が一切来ないようにしてあげると偽り多額の登録料を払わせた」などが主な手口です。

*消費生活相談員はご自宅に向向たり、手数料をとったりしません！



地域安全コーナー

最近、不審者が出没しています。子どもの犯罪被害の防止に地域ぐるみで努めましょう！

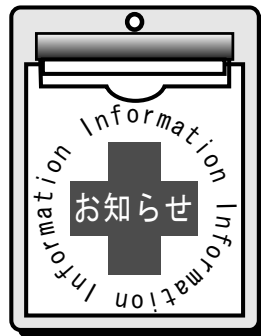
《防犯対策のポイント》

- 登下校の時間帯に合わせて、散歩や買い物、玄関の掃除を行うなど、日常生活において通学路を見守る意識を持ちましょう。
- 暗くなるまで遊んでいる子供を見かけたら、早く帰よう「ひと声」かけましょう。
- 不審者を見かけたら、すぐ110番通報する。
- 「こども110番の家」の設置の促進、登下校時の通学路のパトロール等防犯ボランティア活動を行いましょう。
- 子供の遊び場や通学・通園路の死角となるような危険箇所の改善に努めましょう。
- 登下校時は、名札等の名前が表示されているものは外から見えないようにしましょう。
- 携帯電話に「ASO安心メール」、「安心メール」の登録をしましょう。「ASO安心メール」は、<https://www.aso-anshin.jp/Community/mobile/>のアドレスで配信登録できます。「安心メール」は、k110@123123.tvのメールアドレスに空のメールを送信します。その後送られたメールから指定のアドレスで配信登録できます。

何かあったらすぐに110番!!

阿蘇警察署 TEL 22-5110





阿蘇市では、市独自で 第3子以降に育児手 当を支給しています

受給できる方

阿蘇市に1年以上居住し、
3人以上の子どもがいる方。
受給の内容

3人目以降の子どもに対し
3歳になるまで支給します。

▼手当の額

月額20,000円

▼支給月 2月、6月、10月

(支給月前の4ヶ月分)

受給期間

第3子以降の児童の出生の
翌月から満3歳に至る月まで

この手当てを受給するには、
手続きが必要です。

福祉課又は、各支所に備え
てある「育児手当支給申請書」に、
次の書類を持参の上、申請し
てください。
・該当児童の戸籍抄本

- ・世帯全員の住民票
- ・口座のわかるもの（通帳等）
- ・印鑑

問い合わせ先

福祉課子育て支援係

Tel 22-3145

使い終わったカセットボ ンベやスプレー缶を正 しく捨てていますか？

ごみ収集作業中、カセット
ボンベやスプレー缶が原因と
みられる爆発が多発していま
す！

阿蘇市でも爆発事故が起き
ています。

中身が入ったままのカセッ
トボンベやスプレー缶をごみ
として捨ててしまうと、ごみ
収集車の中で爆発し、火災が
発生するなど人命に関わる重
大事故につながります。

排出する際は次の事を厳守
してください。

●必ず最後まで使い切り、缶
に穴を開けて小金属・ガラ
ス類（青色指定ごみ袋）のご
み収集日に出しましょう。
※これらが守られていない場
合は収集しませんのでご注
意ください。

あなたの技能を証明 しませんか？

平成19年度

(前期)技能検定のお知らせ

技能検定は、働く人々の技
能を検定し、国として証明す
る技能の国家検定制度です。

個人の能力の証明として、
また企業における人材育成の
手段として様々な職種で活用
されています。本年度も熊本
県については1級～3級の区

分に応じ「機械加工」や「塗装」
など36職種(予定)にわたって
前期技能検定を次のとおり実
施します。

受験申請受付

4月3日(火)～4月13日(金)

実技試験

6月11日(月)～9月16日(日)

学科試験

① 7月29日(日)※

② 8月26日(日)、9月2日(日)、
9月9日(日)

合格発表

① 8月28日(火)※

② 10月10日(水)

※金属熱処理を除く、3級職
種が対象

(注)熊本県で実施予定の職種
については予めお問い合わせ
ください。また、職種により
試験日は異なります。

お問い合わせ、資料ご希望
の方は熊本県職業能力開発協
会 技能検定課まで。

Tel 862-0950

熊本市水前寺6丁目5-19

Tel 096-384-1711



スポーツ安全保険に加入しましょう

2007年度のスポーツ安全保険が3月より加入受付開始！

- 万一のケガに備えて加入しましょう。
- 5人以上の団体であれば加入できます。
- 子供の団体、成人の文化・ボランティア・地
域活動団体、高齢者の団体、成人のスポーツ
団体等、それぞれ加入できます。

■掛金

- 「子どもの団体」 500円～1,500円
- 「成人の文化・ボランティア・地域活動の団体」 500円
- 「成人のスポーツをする団体」 1,500円
- 「老人クラブなどの団体」 800円 等々

■補償内容

- 事故による死亡 ～2,100万円
- 後遺障害 ～3,000万円(最高)
- 入院・通院 1日あたりの補償金あり
- ※その他、賠償責任保険や共済見舞金などもあります。

■保険期間 1年間(平成20年3月31日まで)

詳しくは生涯学習課または下記までお問い合わせ
ください。

問い合わせ先

スポーツ安全協会熊本県支部

Tel 096-388-1581

市教育委員会生涯学習課 Tel 22-3214

戦傷病者の妻の方々に 特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご労苦に対し、国が支給するものです。

1. 「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合 次のいずれかの制度の対象となります。

※上記国債を時効により失権した場合でも、各制度の対象となります。

▼「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給 【額面100万円から60万円（軽症者の方は2分の1の額）、10年の国債】

戦傷病者の方が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。

▼「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給 【額面5万円、5年の国債】

戦傷病者の方が、平成8年10月1日（または平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、一般の怪我や病気で死亡（平病死）された場合に、その妻に支給します。

▼「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給 【額面200万円から60万円、10年の国債】

戦傷病者の方が、平成8年10月1日（または平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給します。

2. 新たに戦傷病者の妻となられた場合

【額面30万円（軽症者の方は15万円）、10年の国債】

■平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

■上記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻をした妻に支給します。

受付期間 平成 21 年 9 月 30 日まで
受付窓口 市福祉課、内牧支所福祉介護係、
波野支所住民福祉係

問い合わせ先
福祉課総合福祉係 電話 22-3145

戦没者等のご遺族の皆様へ 特別弔慰金の請求は お済みですか？

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日を基準日に公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が発行されます。

対象となるご遺族は次の順位による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等の死亡以降、戦没者等の親族以外と婚姻、養子になつていない①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
4. 3以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5. 1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等以内の親族

- 請求の受付 市役所福祉課 総合福祉係
- ▼内牧支所 福祉介護係
▼波野支所 住民福祉係
- 請求の期限 平成20年3月31日まで
- 持参するもの ①第6回、第7回特別弔慰金の国庫債券表紙または裁定通知書
②印鑑
③戸籍等の交付手数料
④公務扶助料、遺族年金等の証書番号、記号のわかる書類
- ※平成11年4月1日〜平成17年3月31日の間に年金受給者が失権した場合

土砂災害防止法における基礎調査を実施します

土石流により被害を受けるおそれのある区域の詳しい状況を把握するため、個人や法

人などの所有地、あるいは管理地内に立ち入り、調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査のために立ち入る調査員は熊本県が発行する身分証明証を携帯しておりますのでご確認ください。

調査期間 3月15日〜5月31日
調査対象区域 旧一の宮地区
問い合わせ先 阿蘇地域振興局土木部工務課治水係
TEL 22-0491

「くまもと火の国・火と灯り祭りごよみ」を作成しました

県内には、阿蘇の火まつりに代表される壮大な火の祭りや、灯りに関連する祭りが各地で営まれてきました。

4年後に迫った九州新幹線全線開業を見据え、このような県内の火と灯りの祭りについて統一イメージを全国に向けて発信するため、この度、火の国・火と灯りの祭り検討委員会が「くまもと火の国・火と灯り祭りごよみ」を作成しました。

詳しくは、県地域政策課（TEL 096・333・2134）までお問い合わせください。



内閣府青年国際交流事業に参加してみませんか

内閣府では、将来を担う国

際感覚豊かな青年を育成するため、様々な国際交流事業を実施しています。

平成19年度に実施する「国際青年育成交流」「日中、日韓青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」に参加する青年（18～30歳）を募集します。募集期間は3月1日から3月30日です。中間選考日は4月10日です。応募方法など詳しいことは、熊本県交通安全・青少年課（TEL 096・333・2294）へお尋ねください。

交通遺児育成基金制度について

交通遺児家庭の生活基盤の安定を図るため、昭和55年、国と民間団体の協力によって当基金が設立され、交通遺児の育成事業を開始しました。

この交通遺児育成基金事業は、満13歳未満の加入遺児が満19歳に達するまで長期にわたり定期的に遺児育成のための資金を給付し、交通遺児の健全な育成を図っています。

制度概要

交通遺児（満13歳未満）が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入しますと、この資金に国、民間からの援助金を加えて、安全・確実な

2009年 始まる裁判員制度

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、裁判員と裁判官が1つのチームになって、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判なんて関係ないと思いませんか？

熊本県内では、選挙権のある人約830人に1人の方に『裁判員候補者』として裁判所に来てもらうことになります。

裁判員や裁判員候補者に選ばれたときは、国民の代表としてご協力をお願いします。

裁判員制度に関する詳しい情報は、裁判員制度ホームページ（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>）をご覧ください。熊本地方裁判所阿蘇支部（TEL 22-0063）にお尋ねください。



問い合わせ先

財団法人交通遺児育成基金

フリーダイヤル

0120・16・3611

TEL 03・5212・4511

FAX 03・5212・4512

E-Mail info@kotsuiji.or.jp

ホームページURL

<http://www.kotsuiji.or.jp>



「野焼き」が始まります

草原を維持する大切な作業

阿蘇地域の風物、草原の新しい芽立ちを促す「野焼き」が行われています。野焼き後の新しい草は牛馬の飼料や作物の肥料に使用されるほか草原は放牧地として利用されています。しかし、作業は、夏の輪地切りなど危険を伴う重労働で、現在、各牧野組合の皆さんが携わっていますが、農業後継者不足などによる人手

不足や高齢化で、年々作業も困難になっています。

野焼き当日は、作業を行う方は勿論、付近を通行される方も十分気をつけてください。

先人たちから受け継がれた独自の農法で、千年の歴史を持つといわれる日本一の草原が維持できています。



国民年金の任意加入制度について

平成19年度の国民年金保険料は、月額14,100円です。

国民年金の保険料は、納付期限までに納めましょう！

※国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。

翌月末日が金融機関の非営業日の場合はその翌日が納付期限になります。



前納するととってもお得！口座振替による前納は、さらにお得です！

平成19年度	1カ月	6カ月	1年
現金支払(月々) 口座振替(翌月末振替)	14,100円	84,600円	169,200円
現金支払(前納) 【割引額】	— —	83,910円 【690円お得】	166,200円 【3,000円お得】
口座振替(前納) 【割引額】	14,050円 【50円お得】	83,640円 【960円お得】	165,650円 【3,550円お得】

＜お申し込みに際して＞

▼口座振替の新規お申し込みや振替方法の変更は、**各金融機関の窓口**、または**社会保険事務所**で受け付けています。

▼口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書であらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また金融機関届出印の押印が必要です。

▼「1年前納」や「半年前納(4月振替)」をご希望の方は、社会保険事務所へご相談ください。

※1年前納の引き落としは毎年4月末日ですが、休日の場合は翌営業日になります。(平成19年度は5月1日です。)

▼納付書で前納を希望する方は、毎年4月上旬に送付される前納用納付書にて納付してください。また、年度途中でも、当月から翌年の3月まで、まとめて支払うことができます。ご希望の方はお早めに社会保険事務所までご連絡ください。(割引額については、申し込む月によって異なります。)

問い合わせ先
市民課国民年金係 TEL 22-3135

第2回阿蘇市チャリティーゴルフ大会

日時 4月15日(日) 8:00スタート
場所 阿蘇ハイランドゴルフコース
(TEL 32-5500)

参加資格 阿蘇市居住者及び本大会の主旨に賛同する方

参加費 2,000円
プレー料 8,000円
(昼食・パーティー代含む)

募集人数 先着200名(50組)

申込受付 3月15日(木)～3月23日(金)

申込方法 4人1組で参加申込書に必要事項を記入の上、福祉課へ提出してください。

参加者大募集!!



【問い合わせ先】

阿蘇市チャリティーゴルフ大会実行委員会
TEL 22-3145 (市役所福祉課内)

《注意事項》

当日の表彰式には必ずご参加ください。表彰式に参加の方の順位は繰り上げ表彰となります。(賞品は、賞味期限等がある場合がありますので、表彰式において全てお渡しします。表彰式には同じ組のメンバーが1人以上必ず出席して下さい。)